

2022 年度 N 連要項確認事項

連携推進委員会 NGO 側委員作成

確認事項

【1】①P2、P19、②ソフト中心の事業内容・経費積算のみ(ないしは大部分)で構成される技術協力・技術移転事業は対象としません、③複数年事業において、(1年次、2年次、3年次それぞれハードの投入が必要ということか。当初3年事業として申請し採択された団体において、3年目に突然ハードがないので受け付けられないと伝えられた団体が存在する。

【2】①P27、②事業変更報告については、精算時の外部審査等で変更内容が N 連計上不可となる場合もあり得るため、変更報告の提出に当たっては N 連実施要領を十分に確認の上、提出してください、③事業変更「報告」の提出において、現時点においても、実質的に承認が必要な状況となっている。昨年度の協議において、承認は不要になったはずではないか。

【3】①P46、②「N連でいう一般管理費等とは、当該N連事業に直接的に関係しない経費であって、同事業を実施する上での前提として、団体自身が活動を継続・維持していくために必要な経費のことをいいます。したがって、N連事業の実施に直接的にかかる経費(例：N連事業に携わる本部スタッフの人件費など)は、別表 I に記載されている 1 現地事業経費及び 2 現地事業後方支援経費に計上することになるため、一般管理費等から支出することはできません。」③民連室から、予算不足等で当該事業に計上ができなかった支出について、一般管理費に計上することを提案される。当該事業の支出が一般管理費に計上可能なのかどうか。

【4】申請フローについて、実施要領の「申請から事業完了までの流れ」では外務省への事前準備書類一式の提出前に外務省および在外公館へ事前相談をするフローが設けられているが、この事前相談の実施は必ずしも必要でないと民連室担当官から説明があった。実施要項の運用に齟齬があるのではないか。

【5】駐在員について 危険地域の有無にかかわらず駐在員を必ず派遣する必要はないと以前に室長が話があった。(出張ベースでも可)手引きには記載がないが、入国などの制限が緩和された今もその考えは、続いていると考えて良いのか。

【6】①P84、②変更報告記載内容「契約時の小項目間の 20%を超えない変更である。万が一超える場合は自己資金とする。」、③変更報告の通りに記載をしてもどこから流用するのか、なぜそこから流用できるのか、などの質問が担当者より来る。手引き通りに記載しているにも関わらず、費用の説明を求めるのはおかしい。

【7】N 連では、民連室担当者、大使館担当者、精算時の外部審査担当者が、要項が変わっていない部分に対しても、毎年言うことが異なり、行政の一貫性の欠如が常に見られる。前年度の認識は、要項が変わらない限り、次年度もその認識を踏襲すべき。

以上